第四百十一号

日

種類 道路の

路線名

区間

延長

供用開始の

(メートル)

期日

九月十四日

木 曜

県道

甘利山公園線

韮崎市大草町若尾字竹ノ下四

八〇・〇

令和五年九 月十四日

三一番一地先から

島一三一番一地先まで 韮崎市龍岡町若尾新田字海老 **令和五年** 

### 目 次

### 示

○家畜伝染病の発生……………………………………………………………………五八九 .....五八九 五九〇 ·五八九

### 告 示

# 山梨県告示第二百十六号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和五年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

ヨーネ病	病の種類家畜伝染
牛	種家畜の
患畜	患畜の区分
_	頭 発 数 生
富士河口湖町	発 生 場 所
令和五年九月四日	発 生 年 月 日

# 山梨県告示第二百十七号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 所峡北支所において、この告示の日から令和五年十月五日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和五年九月十四日

Щ

梨 県

公

報

第四百十一号

令和五年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

### 山梨県告示第二百十八号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 所峡北支所において、この告示の日から令和五年十月五日まで一般の縦覧に供する。 道路法 令和五年九月十四日 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類

路線名 日野春停車場線

三 道路の区域

地先から 北杜市須玉町若神子字鯨四二二一番一一一	で 北杜市須玉町若神子字西林官有無番地先ま地先から 北杜市須玉町若神子字鯨四二二一番一一一	で 北杜市須玉町若神子字西林官有無番地先ま地先から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区間
新	新	旧	の 旧別 新
九 五 四 四 五	六 · 六 四 八 · 三	六 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	敷地の幅員
五 九 · 三	八 四 五 · 九	八四五・九	(メートル)

で 北杜市須玉町境之沢字鯨四一六三番地先ま

## 山梨県告示第二百十九号

の縦覧に供する。 設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和五年十月五日まで一般 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和五年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

で、「日本年本が、二ノブノギノおグで	と邪習邓卜萱寸字掤尺二八六八番八地先から 北都留郡小萱村字棚沢二八六八番八地先か	区間
新	旧	の 旧別 新
二四、九	一○·五 一六·三	敷地の幅員
二 八 · 五	二 八 五	延長

## 山梨県告示第二百二十号

務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県富士・東部建設事

令和五年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 指定の年月日 令和五年九月八日
- 指定道路の位置 都留市桂町八百六十三番四
- 指定道路の幅員 六・〇〇メートル

発行者 Ш 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

五九〇

指定道路の延長 四十一・四九メートル